

○新型コロナウイルス感染症対策緊急資金に関する要綱

令和2年3月20日告示第1010号

改正

令和2年12月30日告示第1054号

令和3年4月23日告示第1028号

令和4年3月18日告示第1015号

新型コロナウイルス感染症対策緊急資金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、名寄市中小企業振興条例（令和3年名寄市条例第27号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、名寄市中小企業特別融資及び信用保証料等補給制度に関する要綱（平成22年告示第1006号）の特例として、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、融資の斡旋及び信用保証料等の補給に必要な事項を定めるものとする。

(融資の原資等)

第2条 市長は、この制度による融資の運用原資として、予算の範囲内において一定の金額を指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

2 金融機関は、市の中小企業振興施策に協力し、前項の預託金額の原則として2倍以上の融資枠を常時設定し、迅速、適正に融資を行うものとする。

3 金融機関は、この告示による融資について、他の融資と明確に区別して処理するものとする。

(資金の種類)

第3条 中小企業特別融資制度の資金の種類は、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金（以下「緊急資金」という。）とする。

(融資の対象者、条件等)

第4条 資金の融資の対象者、条件及び貸付利率等は、別表第1のとおりとする。

(融資の申込みと決定)

第5条 第3条に掲げる緊急資金の融資を受けようとするものは、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金斡旋申込書・保証料補給申請書（別記様式第1号）に元利償還表及びその他関係書類を添え、金融機関を経由し市長に申し込むものとする。

(実績報告等)

第6条 金融機関は、第3条に規定する緊急資金について、毎月10日までに前月中の融資及び償還の状況を新型コロナウイルス感染症対策緊急資金実績報告書（別記様式第

2号)により市長に報告するものとする。

2 金融機関は、融資実行後において、繰上償還その他の変更があった場合には、速やかに新型コロナウイルス感染症対策緊急資金変更報告書(別記様式第3号)にその他関係書類を添え市長に報告するものとする。

3 市長は、必要と認めた場合は、金融機関に対し貸付内容等について説明を求めることができる。

(保証料及び利子の補給)

第7条 市長は、緊急資金の借受者に対し、その負担軽減を図るために、信用保証料及び利子を補給することができる。

2 信用保証料及び利子補給の対象者並びに条件等は、別表第2のとおりとする。

(補助金の返納)

第8条 信用保証料の補給を受けた中小企業者等が、約定による貸付期間を繰り上げて完済し、北海道信用保証協会から信用保証料の返戻を受けたときは、中小企業特別融資保証料繰上完済報告書(別記様式第7号)により市長に届け出るとともに、返戻された信用保証料のうち、按分により算出した補給金額を市長に返納しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金信用保証料補助金変更決定通知書(別記様式第8号)により届出者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が金融機関、中小企業相談所及び商工会と協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年3月13日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに受けた検査に係る補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和2年12月30日告示第1054号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年4月23日告示第1028号)

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日 告示第 1015 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

資金名	融資の対象者	使途	融資の限度額	融資期間	貸付利率	償還方法	融資の条件	取扱金融機関
新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	<p>(1) 原則として市内に主たる事業所を有し、同一事業を引き続き 1 年以上営んでいること。</p> <p>(2) 条例第 2 条に規定する中小企業者であること。</p> <p>(3) 原則として市税を完納していること。</p> <p>(4) 原則として最近 1 か月</p>	運転	2,000 万円以内	10 年以内（うち据置 3 年以内）	5 年以内 0.8% 10 年以内 1.0%	元金均等又は元利均等毎月返済	<p>(1) 取扱金融機関の定めるところによる。</p> <p>(2) 信用保証協会の保証を付けるものとする。</p>	<p>(1) 北洋銀行名寄支店</p> <p>(2) 北海道銀行名寄支店</p> <p>(3) 北星信用金庫本店</p> <p>(4) 北星信用金庫中央通支店</p> <p>(5) 北星信用金庫公園通支店</p> <p>(6) 北星信用金庫ふれあい支店</p> <p>(7) 北星信用金庫風連支店</p> <p>(8) 北見</p>

	<p>の売上等が前年同期と比較し10%以上減少しているもの。(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以降の月の場合は、影響前の同月比10%以上の減少とする。)</p>							<p>信用金庫 名寄支店</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------

別表第2 (第7条関係)

区分	補給対象者	補給額	補給時期	補給期間	補給申請及び支払
保証料	緊急資金の借受者	当該資金に係る支払保証料の額(ただし、借り換え時に信用保証	交付決定通知後に補給する。	取扱金融機関と資金借受者の約	(1) 緊急資金借受者は、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金幹旋申込書・保証料補給申請書(別記様式第

		<p>料の返戻分が新規契約に係る信用保証料に充当される場合は充当後の額とする。))</p>		<p>定契約期間とする。</p>	<p>1号)により市長に申請するものとする。</p> <p>(2) 申請書は、取扱金融機関を經由して提出するものとし、取扱金融機関は申請書に記載された金額を確認し、その都度市長に提出するものとする。</p> <p>(3) 市長は、申請書に記載された事項を審査し補給決定するものとし、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金信用保証料補助金交付決定通知書(別記様式第5号)を送付後、申請者の指定する預金口座に振り込むものとする。</p>
<p>利子</p>	<p>緊急資金の借受者</p>	<p>当該資金に係る3年分の利子の額</p>	<p>1月から6月まで及び7月から12月までの期間の利子について、交付決定後に補給す</p>	<p>取扱金融機関と資金借受者の約定契約期間が3年を超えるとき</p>	<p>(1) 対策資金借受者は、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金利子補給申請書(別記様式第4号)により市長に申請するものとする。</p> <p>(2) 申請書は、取扱金融機関を經由して提出するものとし、取扱金</p>

			る。	は、3年とする。	融機関は申請書に記載された金額を確認し、市長に提出するものとする。 (3) 市長は、申請書に記載された事項を審査し補給決定するものとし、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金利子補給補助金交付決定通知書（別記様式第6号）を送付後、申請者の指定する預金口座に振り込むものとする。
--	--	--	----	----------	--